

戸籍事務へのマイナンバー制度導入

戸籍事務へのマイナンバー制度導入	以下の二つの情報連携を可能とするための仕組みを導入することの総称	
連携情報とは	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの。） ・親族関係を明らかにする情報については、親族関係符号（親子関係・夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付す 	
中間試案における名称	戸籍事務内連携	ネットワーク連携
情報連携に用いるネットワークシステム	戸籍情報連携システム（仮称）（戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用）	情報提供ネットワークシステム
情報連携の効果	戸籍届出の際の戸籍証明書添付不要、市区町村間の戸籍情報の電話確認・戸籍証明書の公用請求不要 → 国民の利便性向上・行政事務効率化	行政事務で戸籍証明書の添付省略（児童扶養手当事務、年金事務、旅券事務を所管する各省と協議中） → 国民の利便性向上・行政事務効率化
管理者	法務大臣	総務大臣
情報連携に用いる番号	戸籍事務内の番号	機関別符号
提供する情報	連携情報	連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報
データの保存		中間サーバーに格納
戸籍情報とマイナンバーとの紐付け	<p>以下の案を基本として、関係府省間で協議中。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供 (2) 本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載 (3) 法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システム（仮称）に当該住民票コードを送信 (4) 法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー制度における情報連携に用いる機関別符号を受信して戸籍情報と結合させる 	

（法務省民事局「戸籍法の改正に関する中間試案」2018年5月に基づき作成）

▼戸籍（戸籍法に基づき本籍地の市区町村長が管理／全部事項証明書記載例）

(1の1)

全部事項証明

本籍氏名	東京都新宿区内藤町87番地 山田 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年8月5日 【改正事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和45年6月7日 【父】山田 一郎 【母】山田 百合子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和45年6月7日 【出生地】東京都渋谷区 【届出日】昭和45年6月10日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和45年6月15日 【受理者】東京都渋谷区長
婚姻	【婚姻日】平成2年3月4日 【配偶者氏名】田中 花子 【従前戸籍】東京都新宿区内藤町87番地 山田一郎
離婚	【離婚日】平成22年12月21日 【配偶者氏名】山田 花子
戸籍に記載されている者 除籍	【名】花子 【生年月日】昭和44年3月2日 【父】田中 正男 【母】田中 知子 【続柄】二女
身分事項 出生	【出生日】昭和44年3月2日 【出生地】東京都武蔵野市 【届出日】昭和44年3月3日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成2年3月4日 【配偶者氏名】山田 太郎 【従前戸籍】東京都武蔵野市緑町二丁目2番地 田中正男
離婚	【離婚日】平成22年12月21日 【配偶者氏名】山田 太郎 【新戸籍】東京都武蔵野市緑町二丁目2番地 田中花子
	以下余白

▼戸籍の附票（住民基本台帳法に基づき本籍地の市区町村長が管理／全部証明書記載例）

(1の1) 附票の全部証明

改製日	平成14年8月5日
本籍氏名	東京都新宿区内藤町87番地 山田 太郎
附票に記載されている者	<p>【名】太郎</p> <p>【住所】東京都渋谷区神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室 【住定日】平成2年3月4日</p> <p>【住所】東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号 コーポ宮坂203号室 【住定日】平成7年6月5日</p> <p>【住所】東京都文京区本郷四丁目15番14-301号 春日団地 【住定日】平成10年9月8日</p>
附票に記載されている者	<p>【名】花子</p> <p>【住所】東京都渋谷区神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室 【住定日】平成2年3月4日</p> <p>【住所】東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号 コーポ宮坂203号室 【住定日】平成7年6月5日</p> <p>【住所】東京都文京区本郷四丁目15番14-301号 春日団地 【住定日】平成10年9月8日</p>
消 除	
	以下余白

▼住民票（除票）（住民基本台帳法に基づき住所地の市区町村長が管理／写し記載例）

渋谷区	住 民 票 除 票				1枚の内1
現住所 神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室			世帯主 山田 太郎		
1	氏名 山田 太郎	生年月日 昭和45年6月7日生	性別 男	続柄 本人	
	前住所 東京都渋谷区神南一丁目19番8号	住民となった年月日 昭和45年6月7日	住民票コード *****		
	本籍 東京都新宿区内藤町87番地	筆頭者 山田 太郎	個人番号 *****		
	平成5年4月3日不現住職権消除		平成2年3月4日転居 平成2年3月14日届出		
2	氏名 山田 花子	生年月日 昭和44年3月2日生	性別 女	続柄 妻	
	前住所 横浜市中区本町一丁目6番地	住民となった年月日 平成2年3月4日	住民票コード *****		
	本籍 東京都新宿区内藤町87番地	筆頭者 山田 太郎	個人番号 *****		
	平成5年4月3日不現住職権消除		平成2年3月4日転入 平成2年3月14日届出		

資料4

住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付状況
(抽出団体における交付申請者の内訳等)

住民票の写し等の交付・住民異動届出件数の状況(平成17年度)

1. 住民票の写しの交付件数	75,029,921件
2. 戸籍の附票の写しの交付件数	4,212,047件
3. 住民異動届出の件数	
① 転入届	4,256,631件
② 転出届	4,125,969件
③ 転居届	2,592,702件
④ 世帯変更届	953,532件

【調査概要】

(1) 調査対象団体：人口規模を勘案して抽出した22団体

1万人未満	3団体
1万人以上5万人未満	3団体
5万人以上10万人未満	4団体
10万人以上30万人未満	4団体
30万人以上50万人未満	4団体
50万人以上	4団体

(2) 調査内容：住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付請求者の内訳等

(3) 調査対象期間：平成17年5月9日(月)～13日(金)

【調査結果】

1 住民票の写し

○交付件数	32,510件
○請求者別内訳	本人又は同一の世帯の者 64.8%
	公務員 6.2%
	弁護士、司法書士等 4.2%
	金融機関 18.6%
	自動車販売店 1.5% 等

2 戸籍の附票の写し

○交付件数	2,287件
○請求者別内訳	本人等 16.9%
	公務員 47.9%
	弁護士、司法書士等 26.4%
	金融機関 7.6% 等

出典：2007年2月総務省
「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書」

住民票等の保存期間の変遷

住民票の除票の保存期間	戸籍の附票の除票の保存期間	新たな通知を受けた場合の 直前の本人確認情報の保存期間	(参考) 除籍簿の保存期間
		住民票の記載・消滅・記載の修正があると、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-LISに通知する。	<p>(昭和23年施行時) 50年</p> <p>(昭和37年) 80年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記申請等に必要のため50年以上経過した除籍簿の謄抄本の交付請求が少なくない現状を踏まえたため
<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかさかのぼれないこと等を参考に決定 	<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の附票は本籍地で現住所を把握することが目的であり、現住所を公証する住民票と同じとした 		<p>(平成22年) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子が、自身が亡くなるまでの間に祖父母に係る相続手続をすることができるようにしたため ※年数は、平均寿命や第一子時の平均年齢を考慮した
	<p>(平成11年 在外選挙導入時) 5年(在外者等は80年)</p> <p><在外者等を80年に延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間5年を経過すると、最終住所地の把握が困難となるため 	<p>(平成14年 住基ネット導入時) 5年～80年 (従前の住民票コードを確認できるようにする等の理由により、その者が再び国内に転入するまで最長80年間保存)</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票や戸籍の附票の除票の保存期間と同じ5年としたが、出国者が5年以上経過してから帰国した場合には、その者の直近に記載された住民票コードを削除された住民票(保存期間5年)から確認できないため ※年数は、当時の除籍簿や在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間80年を考慮した 	
	<p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 5年(在外者等は150年)</p> <p><在外者等の年限を延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均寿命が伸び、80年の保存期間では在外者等の最終住所地の確認ができない場合が生じると考えられたため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮 	<p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号制度導入後は、各個人の情報がマイナンバーを基に名寄せされ継続的に管理されることとなり、事務によっては生涯にわたり各個人の4情報やマイナンバーの確認を行う必要があったため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮 	

出典：2017年12月26日総務省「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会第2回」配付資料1「住民票及び戸籍の附票等について」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000533868.pdf

人権および科学的・技術的發展

特別報告者ミスター・ルイ・ジョアネによって用意された
改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針〔抄〕

I. 序文

1. 総会は、その第44会期において、「電算化された個人データファイルの規制のための指針」と題された決議44/132を1989年12月15日に採択した。この決議により小委員会の特別報告者ミスター・ルイ・ジョアネは、八つの政府によって提出された意見と提案（A/44/606とA/44/606/Add.1）を考慮して、その第46会期に指針草案の改訂版を委員会に提出するよう求められた。より早く特別報告者に伝えられ、彼がすでに考慮に入れた意見のなかには、補足されたり承認されたりしたものもある。
2. 総会決議44/132に従って用意されたこの文書は、特別報告者ミスター・ルイ・ジョアネによって用意された改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針を収録している。

II. 電算化された個人データファイルに関する指針

電算化された個人データファイルに関する規制を履行するための手続きは、以下の方向性を前提として、各国の発議に任される。

A. 国内法に規定されるべき最低限の保証に関する原則

5. 非差別の原則

原則6に基づいて限定的に予想される例外の場合を前提として、団体または労働組合の一員であることだけでなく、人種的または民族的出自、肌の色、性生活、政治的意見、宗教的、哲学的またはその他の信条に関する情報を含め、違法なまたは恣意的な差別を生じさせそうなデータは、蓄積されてはならない。〔註〕

（2008年5月25日 井上和彦・仮訳 訳文未定稿）

原典について

- ・この文書は、Official Documents System of the United Nations [国連公文書システム] に掲載された国際連合経済社会理事会、人権委員会報告書 E/CN.4/1990/72 「Revised version of the guidelines for the regulation of computerized personal data files prepared by Mr. Louis Joinet, Special Rapporteur [特別報告者ミスター・ルイ・ジョアネによって用意された改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針]」(pdf ファイル) を原典として、その一部を日本語に翻訳したものです。
- ・日本語訳にあたっては、次の訳文を参考にさせていただきました。
 - ・八幡明彦／特別報告者による改訂版「コンピュータ化された個人情報ファイルの規制のためのガイドライン」(国連文書 E/CN.4/1990/72)
 - ・夏井高人／国際連合「コンピュータ化された個人データ・ファイルに関するガイドライン」(仮訳)
http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/guid_PersonalDataFile.htm
- ・진보네트워크센터 운영자 [進歩ネットワークセンター運営者] / UN 개인정보전산화가이드라인 [UN 個人情報電算化ガイドライン]
http://networker.jinbo.net/maybbs/view_ektjtqud.php?db=ektjtqud&code=policy&n=3220&page=78

〔註〕

日本政府は「5. 非差別の原則」について次の意見を提出した。

25. 原則 (5) に関して、日本政府は、次の意見を述べた：

「指針は、記録されてはならない情報として、団体または労働組合の一員であることだけでなく、人種的または民族的出自、肌の色、性生活、政治的意見、宗教的、哲学的またはその他の信条を列記するが、敏感な範疇に入るデータは国や個人によって異なるかもしれないので、それらの項目をすべての国々に共通して適用されるべきものと明記するのは適切ではない。それゆえ、これは、各国の伝統、各国の行政上の公共サービスの必要性やその他の関連状況に応じてそれぞれの国により決定されるべき問題である。」

【国際連合、総会報告書 A/44/606 「電算化された個人データファイルの規制のための指針：事務総長の報告書」 25 段落】

日本政府の主張について、八幡明彦さんは次のように指摘している。

これは、明らかに戸籍・住民票のコンピュータ化に対して、差別情報の蓄積として批判が国際的に起こることを予想したものであろうが、改定案は日本政府の主張をいれなかった。

【八幡明彦／特別報告者による改訂版「コンピュータ化された個人情報ファイルの規制のためのガイドライン」(国連文書 E/CN.4/1990/72) に対する訳注 4】

(5) プライバシー・バイ・デザインが世界の趨勢になっていること

現在では、プライバシーの保護を図りつつ、データ連携等の利便性を追求する考え方・取組が、世界の趨勢となっている。

それが、データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議において、2010年10月に採択されたプライバシー・バイ・デザインに関する決議である（なお、2017年に、日本の個人情報保護委員会は同国際会議の正式メンバーとして参加を認められた。）。

プライバシー・バイ・デザイン（Privacy by Design : Design（設計）段階から取り入れるプライバシー）は、大規模にネットワーク化された情報システムにおいて、適切にプライバシー保護を実現していくための概念であり、i) 事後的ではなく事前的、救済策的ではなく予防的であること、ii) プライバシー保護は、何か特別な設定をしなくても、初期設定（デフォルト）で有効となっていること、iii) 利用者のプライバシーを最大限に尊重すること等を基本原則としている。この原則は、既にEU一般データ保護規則の中でも、例えば「データ保護・バイ・デザイン及びバイ・デフォルト」などの形で取り入れられている（同保護規則第25条）。また、iv) 事前的・予防的にプライバシーを保護していくという、プライバシー・バイ・デザインを実現していくためには、コンピュータ・システム（情報システム）を構築する前に、プライバシー影響評価（プライバシー分野における環境影響評価のようなもの）を行うことが必要である。プライバシー影響評価の目的は、それを実施することによって、よりプライバシーに悪影響のないシステムを事前に考えられることにあるからである。

税・社会保障等の分野で共通番号として利用され、それらの分野の個人情報とも紐付けされている個人番号とセンシティブ情報である戸籍情報とを紐付けること自体によるプライバシーへの影響も含めて事前に評価がなされていれば、個人番号と戸籍情報の紐付けを行うというプライバシーに悪影響の大きいシステムを前提とする「最終取りまとめ」にはならなかったはずである。

以上述べたように、i) 効率的な戸籍に関する情報システムを構築するにしても、戸籍情報と個人番号を紐付けることが唯一の手段ではない上、個人番号との紐付けを前提とすることは、プライバシー・バイ・デザインに示されるプライバシー保護の趣旨にそぐわず、ii) 最終取りまとめが指摘するように、個人番号を利用する事務やシステムが決まった後の段階でのみ「特定個人情報保護評価」を行うのでは、プライバシー影響評価の制度目的に反し、十全なプライバシー保護は図れない。

本最終取りまとめでは、以上のような検討はなされておらず、その結果、個人番号と戸籍情報の紐付けを前提とした問題点しか検討していない。これは、プライバシー保護の上で問題である。

【出典：日本弁護士連合会「戸籍事務にマイナンバー制度を導入することに関する意見書」2018年1月18日】

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2018/180118.html>

プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by Design) 七つの基本原則

(1) 事後的でなく事前的、救済策的でなく予防的であること

プライバシー・バイ・デザイン(PbD) のアプローチは、受け身ではなく先見的に対応することが特徴である。プライバシー侵害が発生する前に、それを予想し予防することを目的としている。このため、事後ではなく事前に作用する。

(2) プライバシー保護は初期設定で有効化されること

プライバシー保護の仕組みはシステムに最初から組み込まれる。個人データは、個人が何もしなくても、そのまま保護される。個別の措置は不要である。

(3) プライバシー保護の仕組みがシステムの構造に組み込まれること

プライバシー保護の仕組みは、ITシステムおよびビジネス慣行のデザインおよび構造に組み込まれるものである。事後的に、付加機能として追加するものではない。つまり、プライバシー保護の仕組みは、ITシステムおよびビジネス慣行に不可欠な、中心的な機能になる。

(4) 全機能的であること。ゼロサムではなくポジティブサム

プライバシー・バイ・デザインでは、プライバシー保護の仕組みを設けることによって、利便性を損なうなどトレードオフの関係を作ってしまうゼロサムアプローチではなく、すべての正当な利益および目標を収めるポジティブサムアプローチを目指す。

(5) データはライフサイクル全般にわたって保護されること

プライバシー情報は、生成される段階から、廃棄される段階まで、常に強固なセキュリティで守られなければならない。すべてのデータは、データライフサイクル管理の下に安全に保持され、プロセスの終了時には確実に破棄される。

(6) プライバシー保護の仕組みと運用は可視化され透明性が確保されること

どのようなビジネス慣行または技術が関係しようとも、プライバシー保護の仕組みが機能することを、すべての関係者に保証する。この際、システムの構成および機能は、利用者および提供者に一様に、可視化され、検証できるようにする。

(7) 利用者のプライバシーを最大限に尊重すること

設計者および管理者に対し、プライバシー保護を実現するための強力かつ標準的な手段と、適切な通知および権限付与を簡単に実現できるオプション手段を提供し、利用者個人の利益を最大限に維持する。

【出典：マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件（マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟）第一審原告準備書面（2）、2017年3月31日、pp.6-7】

<http://www.bango-iranai.net/suit/document/0056-20170329TokyoPlaintiff.pdf>

韓国身分関係証明書・登録簿の比較

<p>家族関係の登録に関する法律 (国会法制司法委員会)</p>	<p>出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案 (民主労働党・共同行動)</p>
<p>■家族関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び父・母・配偶者・子女の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 	<p>■家族証明願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の <ul style="list-style-type: none"> ・姓名 ・住所 ・生年月日 ●家族の <ul style="list-style-type: none"> ・関係 ・姓名 ・住所 ・その他
<p>■基本証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●本人の一般身分事項 (出生・国籍回復・改名) 詳細 	<p>■出生簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・出生日 ・出生地 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕
<p>■婚姻関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び配偶者の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●婚姻事項 (婚姻・訂正) 詳細 	<p>■婚姻簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・配偶者名前 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕
<p>■入養〔養子縁組〕関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び養父・養母・養子の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●入養〔養子縁組〕事項詳細 	<p>■婚姻変動簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・前配偶者姓名 ・確定機関 ・申告地〔届出地〕 ・申告人〔届出人〕 <p>■身分変動簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・変動事項 ・確定機関 ・特記事項 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕